

奈良県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	廣田 善紀	大和郡山市小林町二四一―二
〃	畑埜 雅宣	〃 二三三
〃	増田 宏	〃 二三八―一
〃	西畑 信男	〃 二二三
〃	森畑 泰宏	〃 二二〇
〃	杉岡 正義	〃 二四〇
監事	村田 岩男	〃 二三〇―一
〃	西畑 正雄	〃 一二七―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	畑埜 雅宣	大和郡山市小林町二三三
〃	松田 肇	〃 二三二
〃	西畑 信男	〃 二三三
〃	増田 宏	〃 二三八―一
〃	森畑 泰宏	〃 二三〇
〃	杉岡 正義	〃 二四〇
監事	村田 岩男	〃 二三〇―一
〃	西畑 正雄	〃 一二七―六